

# 公共政策大学院 (公共法政策専攻) 自己評価報告書

I	法学研究科公共政策大学院の教育目的と特徴	2
II	分析項目ごとの水準の判断	
	分析項目 I 教育の実施体制	3
	分析項目 II 教育内容	5
	分析項目 III 教育方法	9
	分析項目 IV 学業の成果	11
	分析項目 V 進路・就職の状況	13
	分析項目 VI 管理運営	15
	分析項目 VII 施設・設備・図書等	17

平成29年12月

## I 法学研究科公共政策大学院の教育目的と特徴

### 1. 教育目的

公共政策大学院は、「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」を教育目的としている。(東北大学公共政策大学院規程第1条の2)

これは、法学研究科の長期目標である

① 法学・政治学研究の卓越した知的拠点の形成

② 現代社会をリードする卓越した知的人材の育成

を、本院の特性を勘案しつつより具体的に敷衍したものである。

### 2. 特徴

教育カリキュラムの特徴は、東北大学公共政策大学院大学案内で説明しているが、以下のとおりである。

(1) 実践的なワークショップ

東北大学公共政策大学院の中核をなす「公共政策ワークショップ」では、現場を幅広く体験・観察し、現場の声を踏まえて、具体的な政策提言をつくりあげる。

(2) 高度で多彩なカリキュラム

法学・政治学系の科目にとどまらず、経済学、さまざまな政策分野に関する演習等、高度で多彩なカリキュラムを提供する。

(3) 少数精鋭の学生に対するきめ細かな教育

研究者教員、実務家教員が受け持ちの学生に対して、学習、進路など、きめ細かく相談・指導に当たる。

(4) 2年間で修了

なお、「公共政策大学院課程の1年修了についての申し合わせ」により、実務経験を3年以上有すること、もしくは1年前期の成績が優秀でありかつ実務経験を有する者について、修了要件を満たせば1年で修了可能としている。

【別添資料1：公共政策大学院課程の1年修了についての申し合わせ】

### 3. 公表

これらの目的・特徴は、ウェブサイトを通じて公表されているほか、学内外での入試説明会やパンフレットの配布等を通じ広く社会に向け発信されている。

【パンフレット『東北大学公共政策大学院2018 大学院案内』P.3】

なお、平成24年度には、大学基準協会による認証評価を受け、適合(平成25年4月～平成30年3月)との認定を受けており、このたび、平成29年度に改めて大学基準協会による認証評価を受審している。

## II 分析項目ごとの水準の判断

### 分析項目 I 教育の実施体制

#### (1) 観点ごとの分析

##### **観点 基本的組織の編成**

(観点に係る状況)

平成 29 年度の主要教員は、教授 15 名、准教授 3 名、講師 1 名であり、事務局体制は教務 5 名（法科大学院との兼務）、総務係 4 名、会計係 4 名（ともに法学部・法学研究科との兼務）である。入学定員は 30 名、収容定員は 60 名である。

教員は、研究者 14 名、実務家 5 名（後述）からなり、男女比は男 17 名、女 2 名となっている。

運営は、月 1 回実施される運営委員会で重要事項を審議しており、構成員は公共政策大学院の専任の教授、准教授、関連教員及び法学研究科長である。【別添資料 2：公共政策大学院教員名簿】

##### **観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制**

(観点に係る状況)

教育内容、教育方法の改善は、平成 25 年度より「FD 懇談会」が主としてこれに当たっている。この FD 懇談会は通例運営委員会後に懇談会形式で行っており、大学院固有の目的にかかるカリキュラム全体の設計から個々の授業科目に至るまで、自由闊達な議論を行う場となっている。

具体的な改善事例としては、リサーチ・ペーパー等の指導や教育方法の共有をはじめ、「公共政策基礎理論」の構成・内容の見直し、平成 29 年度から、「論文作成基礎講義」と「政策調査の技法」を統合し、「政策調査と論文作成の基礎」とし必須科目化したことが挙げられる。これは、学生にもっとも密接に関わっている公共政策ワークショップ I の担当教員から指摘を受ける形で、本大学院の学生が調査・研究にあたって必須である素養を確実に身につけさせるためにカリキュラムが見直されものである。

FD 懇談会以外にも、「教務委員会」、「評価改善・基本戦略委員会」、「ワークショップ運営委員会」等の各種委員会にて、問題点の発見・分析・改善が行われている。「教務委員会」は、カリキュラム全体の方針、シラバス作成の指針、授業評価アンケート等を担当する。「評価改善・基本戦略委員会」は、東北大学としての部局評価、外部評価等を担当する。「ワークショップ I 運営委員会」および「ワークショップ II 運営委員会」は、公共政策ワークショップ I および II の企画・実施・評価を担当する。これらすべての委員会において院長・副院長が構成員となっており、大学院の運営方針との調整が行われている。

特に、「ワークショップ I 運営委員会」はメール会議も含めて開催頻度が多く、ワークショップの運営や学生指導に関して情報交換・相互啓発をはじめ、FD 全体に関わる多くの議論が為される場となっている。中核的授業である「公共政策ワークショップ I」に関しては、各プロジェクトの企画時から担当者による議論を行い、各プロジェクトの実施中も、その進捗状況が逐次報告される。各プロジェクトの終了後には、担当教員が趣旨、経過、成果をまとめて報告しており、翌年度のプロジェクトの企画に生かされている。これらはウェブサイト上でも公表しているほか、検討の結果は「公共政策ワークショップ・ハンドブック」にまとめられ、毎年度その成果や反省点を踏まえて改訂をしている。

また、本大学院においては、中央省庁等から 2 年程度の期間派遣される実務家教員が多いという特徴に鑑み、独自に新任教員へのサポートを行っている。通例 8 月の着任時には「公共政策大学院新任教員手引き」を手交しつつ職務および生活上のガイダンスを行うとともに、大学教員としての心得等についても研修を行っている。さらに、公共政策ワークシ

ヨップ I の副担当として配置し授業運営の実際を体験してもらい、後期には講義・演習の授業を受け持ってもらいながら、次年度のワークショップ I の授業設計にじっくりと取り組んでもらう体制をとっている。

【別添資料 3 : 2017 年度（後期）公共政策大学院委員会名簿】

## 観点 多彩な教員の確保

（観点に係る状況）

本院は「理論と実践の融合」を旨としており、研究者教員 14 名（行政法 4、行政学、国際法、国際政治学、中国近代政治史・現代中国政治、労働法、都市法政策、日本政治外交史、比較政治学、政治思想史、法情報学）のほか、実務家教員 5 名を中央省庁（総務省、外務省、農林水産省、環境省、厚生労働省）から受け入れ、政策実務教育を行っている。これらの教員は、選考委員会での審査及び法学部・法学研究科総合運営調整教授会での審査・議決を受けて選任することにより教育上の指導能力の水準を確保している。

加えて、学生が幅広い分野の知識と多面的な視点を得られるよう、社会保障法、経済法等を本学教員が教授しているほか、経済系科目においては、専任教員の確保が難しいため、本院と東北大学会計大学院との間で授業科目の相互提供に向けて 2017 年 3 月に「授業科目の相互提供にかかる覚書」を締結した。

また、非常勤講師により経済学理論、財政学等の授業科目を開講しているほか、外部講師として自治体首長、事務次官経験者、NPO 職員等を招聘して政策実務教育の充実を図っている。

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）教育の実施体制に関しては、期待される水準を上回るものと自己評価している。

（判断理由）

「一人一人の学生の顔と名前が一致する」少人数教育のメリットを生かし、理論を担当する研究者教員と、実務を担当する実務家教員を組み合わせた独創的かつ効果的な教育実施体制となっている。また、政策実務教育に関する主要な授業科目である「公共政策ワークショップ I、IIA・IIB」の運営・指導方法につき、丁寧な FD 活動を行い、その改善や新任教員へのサポートに努めている。加えて、中央省庁から多数の公共政策に関する現役の実務家教員を 2～3 年ごとに迎えて、政策実務教育の充実を図り、学生が最新の公共政策上の課題に触れることができるようにしている。

また、専任教員の確保が難しい経済系科目の充実のため、会計大学院との授業科目の相互提供を始め、平成 29 年度後期から実際に履修登録が行われている。

## 分析項目 II 教育内容 (1) 観点ごとの分析

### 観点 アドミッション・ポリシー

(観点到に係る状況)

東北大学公共政策大学院のアドミッション・ポリシーは、下記の通りである。

東北大学公共政策大学院が受け入れる学生像とは、「公共政策ワークショップ」をはじめとするカリキュラムによって、他の学生と切磋琢磨しながら自己の能力を一層涵養することのできる人物であり、具体的には以下の資質を持つ人物です。

1. 学部で学んだ専門知識を基盤としつつ、公務及び公共政策の立案・制度設計について多角的な視点から学習する意欲と基礎的な能力を有すること。
2. 討論・交渉・文章作成・プレゼンテーションなどコミュニケーション能力を豊かに持ち、集団作業に貢献できる適性を有すること。
3. 公共性への情熱を持ち、公務に対し献身的な資質を有すること。

したがって入学試験では、特定の行政課題に関する基本的な理解とそれに基づき考察する能力を有していることを考査するとともに、「公共政策ワークショップ」において集団作業に積極的に参加する人物であることを面接で審査します。これによって、特定の学部の卒業生に偏ることなく、様々な学部の卒業生や社会人経験を持つ者から多様な学生の受け入れを進めます。

このアドミッション・ポリシーは、ウェブサイトを通じて公表されているほか、学内外での入試説明会やパンフレットの配布等を通じ広く社会に向け発信されている。

なお、以前のアドミッション・ポリシーからは入試等で他学部学生に配慮していることが読み取れないのではないかという意見があったことから、平成 29 年度に上記の内容に変更を行っている。

【パンフレット『東北大学公共政策大学院 2018 大学院案内』 P.19】

### 観点 入学試験の方法

(観点到に係る状況)

入学試験は、平成 21 年度入学者向け入試から、提出書類、小論文および口述試験の総合判定により行うこととしている。

小論文は、受験者の法学・政治学についての基礎的な理解を考査し、かつ、現代社会が抱える政策課題についての基礎的な知見を審査することを目的としている。小論文の問題は、内政関係の政策課題、経済に関連する政策課題、および、国際関係の政策課題の 3 分野から出題している。

口述試験は、受験者のコミュニケーション能力や集団作業能力等を総合的に判定し、小論文等を素材として受験者の基礎学力を確認するために行われる。複数の面接実施委員により、受験者 1 人ずつ、約 45 分かけて実施している。面接実施委員は、研究者教員と実務家教員とを組み合わせ、受験者が関心を持っている政策分野を反映するように努めている。

平成 24 年度入学者向け入試から、追加合格の制度を整備している。

【パンフレット『東北大学公共政策大学院 2018 大学院案内』 P.119】

【別添資料 4：平成 21～29 年度入学試験調べ】

なお、学生の多様性に関しては、最も力を注いでいる公共政策ワークショップ I の教育内

容にてらし、留学生の受け入れは必ずしも容易でないが、社会人については、休職などにより、学業に専念しうる環境が整っている場合には、これまでも受け入れてきたところであり、平成 29 年度から、地方公務員向けに休業制度を活用した履修案内、履修モデルの掲載、入試説明会の複数回実施、市町村向け議員講座の開設等、社会人入学者確保に努めている。

また、平成 30 年度からは、夏季集中講義の実施を予定しており、社会人がより学びやすい環境整備を検討している。ただし、上記記載のとおり、留学生を大幅に増やすことは、現体制では困難である。

## 観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

東北大学公共政策大学院のカリキュラム・ポリシーは、下記の通りである。

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻（公共政策大学院）では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ①理論と実務の融合という観点から、高度な理論教育と実務家の経験に基づく政策実務の教育を行う。
- ②理論教育においては、公共政策の分野における高度専門職業人である「政策プロフェッショナル」として必要な専門的知識・能力の獲得を促すために、公共政策を企画する基盤となる専門科目を体系的に提供する。
- ③政策実務の教育においては、体験型政策教育の理念に基づき、「公共政策ワークショップ」を中心として、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論や質疑応答等の適切な教育方法を用いる。
- ④課程修了に必要な授業科目を適切に履修できるように指導する体制を整備する。
- ⑤修了認定に関する基準を明示し、当該基準にしたがって学習成果に係る評価を適切に行う。

教育課程は、平成 21 年度から、「必須科目」、選択必修科目である「基幹科目」、選択科目である「展開科目」の 3 種に整理されていたが、会計大学院との科目相互提供を開始した平成 29 年度から「関連科目」が新たに追加された。

【パンフレット『東北大学公共政策大学院 2018 大学院案内』 P.8～9】

なお、教育内容については、かねてから第三者評価委員会より、「通商問題を扱う講義は必須ではないか」といったご指摘をいただいている。授業科目については人員・予算の制約はあるものの、改善・充実のための努力を続けたい。

## 観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

学生からの要請については、入学当初にオリエンテーションを行い、教員・学生間の相互交流を早い段階から図っている。さらに、授業評価アンケートを行い、結果を教員にフィードバックすることにより、学生からの要請を確実にその後のカリキュラムや指導内容の改善につなげている。

また、教員は授業評価アンケート結果受領後、学生に対し何らかの応接が必要と考えるものについて「所見」の作成を行い、アンケートとともに専門職大学院係事務室に据え置き、学生の閲覧に供されている。

本院の活動内容については、ウェブサイトで公開しているほか、News letter を定期的に

発行し、広く社会に発信している。さらに、公共政策ワークショップ I、II A・II B の成果を、報告書やプレゼンテーションを通じて、関係機関に還元している。

## 観点 政策実務教育の実施

(観点に係る状況)

1年次の最初に行われる「政策調査と論文作成の基礎」は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的として、4～6月の時期に集中して論理的議論の組み立て方、大学院レベルで求められる論文フォーマットの修得、政策立案に必要な情報収集方法、インタビュー・プレゼンテーションの技法、政策分野における法的枠組の把握、及び統計データの作成・解釈等を教授する。ここでは法学部出身の学生のみならず、理科系を含めた他学部出身の学生も円滑に履修できるよう配慮がなされている。

本院の中核的科目である「公共政策ワークショップ I、II A・II B」では、現実の政策課題を学生が実際に自ら調査し、解決策を立案する。

1年次の「公共政策ワークショップ I」では、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織（プロジェクト機関）との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案するため、実務家教員・研究者教員の指導のもと、5～8名程度の学生がグループ作業で政策課題の具体化・行政機関へのヒアリング・現場調査・統計データの収集を行ないつつ、討論を繰り返して政策提言を作成する。作成された政策提言は、プロジェクト機関の担当者等の前でプレゼンテーションされるとともに、報告書として提出される。

2年次の「公共政策ワークショップ II A・II B」では、学生が実務家教員・研究者教員と相談しながら政策課題を自ら設定する。「公共政策ワークショップ I」で調査の基本的な技法を習得した学生は、担当の実務家教員・他の学生と十分な討論を行ないながら、現場で自ら調査することによって調査技法及び実社会での交渉技術を実践的に習得する。

なお、「公共政策ワークショップ I」では、全ての学生及び教員が参加する報告会を7月と12月の2度行い、プレゼンテーション能力や質問能力、回答能力の育成を図るとともに、各発表の様々な視点を共有している。また、「公共政策ワークショップ II A・II B」では、成績優秀者による研究発表会を開催し、高い水準の調査手法や研究成果を学生が共有している。

「公共政策基礎理論」は、政治学・行政学・経済学を中心とする各分野の基礎及び実務上の基本的な知識及び方法論について講義を行うものである。授業は、研究者教員・実務家教員によるオムニバス講義として実施する。研究者教員からは政治学・行政学・経済学を中心とした各分野に関する基礎的講義が、実務家教員からは実務上の具体的な課題を念頭においた基本的な知識及び方法論に関する講義が行われる。

「公共政策特論 I・II」は、知事・次官経験者等による、我が国が直面している重要な政策課題を通覧するオムニバス講義であり、都市法、農業関係法、資源・エネルギー法、防衛・安全保障法といった我が国の各種実定行政法につき、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、解決に向けての基本方向等を、実態に即して学ぶものとなっている。

「地域社会と公共政策論」は、地域社会における問題を取り上げ、様々な立場にある関係者を外部講師とするなどしてこれに多角的な方向からアプローチし、複数の視座から検討を加える。これによって、固定観念にとらわれない柔軟な思考能力と将来を見通す優れた判断能力を養成し、複合的・総合的視点による政策立案能力を習得することを目的としている。

「基幹科目」に属する授業科目では、研究者教員による少人数のスクーリングが行われ、複数の法領域・政策領域に関わる問題を多角的な学問領域から分析するため、実務家教員や学外の実務家をも交えて授業が行なわれる。また、実務家教員ないしは政策専門家による授業も行われ、政策実務を明晰かつ平明な「体系」として教授するとともに、事例に即して、体系の現実的意味の理解をも目指している。これによって、政策実務を単なる平板なスキル

の問題としてではなく、「体系」的・理論的深みを備えた問題として理解させるものとなっている。

## 観点 アドバイザー教員制度

(観点に係る状況)

1年次学生には公共政策ワークショップI担当教員が、2年次学生には公共政策ワークショップIIA・IIB担当教員が、一人一人の学生に対し「アドバイザー教員」として配置され、学生からの相談に随時対応するとともに、特に重要な事項については運営委員会等を通じ全教員にフィードバックすることとしている。

なお、1年次学生に対しては、アドバイザー教員が、随時進路指導のための個別面談を行っている。

### (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 教育内容に関しては、期待される水準を上回るものと自己評価している。

(判断理由)

入学試験に関しては、アドミッション・ポリシーを公開し、公共政策大学院が求める学生像を明示している。その上で、アドミッション・ポリシーに合致した者を学生として入学させるための入学試験方法を工夫している。特に、複数の面接実施委員が、受験者1人ずつ約45分かけて口述試験を行うことにより、公共政策に携わること適している人材を慎重に選抜している。

入学当初のオリエンテーションと授業科目「政策調査と論文作成の基礎」において学習内容の全体像と政策調査手法及び論文作成の基礎を教授するなど、法学部出身以外の学生にも配慮している。また、実務家教員による我が国初の本格的な政策実務教育である「公共政策ワークショップI、IIA・IIB」は、理論と実務を融合させた意欲的な内容であり、社会問題の構造把握のための体系的な理論の学習と、問題を解決するための実践とを組み合わせながら、発展し続けている。

一人一人の学生に対して入学当初から修了まで切れ目なく丁寧な指導を行っており、少人数体制を活かした教育内容となっている。アドバイザー制による組織的な履修指導・進路指導は、実務家教員の寄与も相俟って、学業の成果向上や就職支援をより効果的なものとしている。



## 分析項目III 教育方法

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

実務教育と理論教育とのバランスを重視しており、大学院修了に必要な 48 単位のうち、実務面に重点を置いた授業科目である「公共政策ワークショップ I」が 12 単位、「公共政策ワークショップ II A」が 2 単位必修、「公共政策ワークショップ II B」が 6 単位必修、公共政策に関する主要な授業科目である「基幹科目」が 18 単位選択必修とされている。

また、学生に公共政策の実務経験を積ませるため、公共政策大学院における主体的取組として、インターンシップ研修生の派遣を実施している。平成 23 年度から霞ヶ関インターンシップへの参加をはじめ、数多くの学生が経験を積んでいる（平成 29 年度は、1 名（農林水産省 1 名）。さらに、これとは別に、個別に受入機関との調整を通じたインターンシップをも行っている（平成 29 年度は、金融庁および民間企業各 1 名）。なお、平成 24 年度から、実習の期間が 2 週間である場合は「インターンシップ B(2 単位)」、それ未満である場合は「インターンシップ A I・II(1 単位)」として、正規の授業科目として取り扱っている。

【公共政策大学院講義要綱平成 29 年度】

なお、幾つかの授業科目においては、できる限り広範囲の行政分野を教授することを目指して、オムニバス方式を採用しているが、ここでも学生が受け身で講義を聴講するのみとはならないように、授業において討論の機会を設けたり、レポート提出を課したりするなどして、学生の主体的な学習を促している。

また、4 頁に前述のとおり、会計大学院との科目の相互履修を開始しており、経済系科目の充実化に向けた取組を実施している。

#### 観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

平成 22 年 7 月にエクステンション教育研究棟が竣工し、学生の学習環境は大きく改善された。エクステンション教育研究棟は公共政策大学院学生用にワークショップ作業室、自習室、コモンルーム、パソコン室等を備えており、年末年始等の数日間を除き、土・日・祝日も含めて 24 時間開放されている。ワークショップ作業室には、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられており、無線 LAN の使用も可能である。法政実務図書室には、自主的学習のために必要な図書その他の資料が十分に配置されており、パソコンによる情報検索も可能となっている。

こうしたインフラ面の整備に加え、ワークショップ内の学生同士の交流、授業における 1 年次学生と 2 年次学生との交流、フィールドワークを通じた「現場の声」の聴取や社会問題との接触等により、問題意識の涵養が図られている。また、「公共政策ワークショップ I、II A・II B」は、講義形式の一方通行の授業ではなく、調査テーマの最終的な設定から最終報告書の作成まで、すべてが学生の自主的な取組に委ねられており、授業そのものが学生の主体的な学習を促すものとなっている。

#### 観点 専門職大学院としての個別指導

(観点に係る状況)

1 学年 30 名の少人数教育の利点を生かし、ほぼ全ての科目において対話・討論型を重視した授業が行われている。特に「公共政策ワークショップ I」においては、グループ作業やヒアリング・現場調査等のフィールドワークを通じて、学生のコミュニケーション能力、問題発見能力、問題構造分析能力、解決策の企画立案能力、解決策を実行するため交渉能力・

調整能力・プレゼンテーション能力等を総合的に涵養している。「公共政策ワークショップII A・II B」においては、自らが最も関心を有する社会問題について、その問題が発生する社会構造や歴史的経緯、それぞれの関係者の行動原理、現在政府が行っている対策とその評価、先行研究と問題の解決のための処方箋等を自ら調査し、リサーチ・ペーパーにまとめる作業を通じ、多面的なものの考え方や説得的な文章作成能力、実現可能な企画の立案力と実現力等を高めている。なお、「公共政策ワークショップI、II A・II B」の内容については、「公共政策ワークショップ・ハンドブック」を毎年度学生に改訂・配布しており、学習の全体像が把握できるように配慮されている。

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 教育方法に関しては、期待される水準を上回るものと自己評価している。

(判断理由)

社会問題の構造把握のための体系的な理論の学習と、問題を解決するための実践とが効果的に組み合わされた教育方法となっている。また、修了要件単位48単位中「公共政策ワークショップI、II A・II B」で20単位を占めることから、全学習過程の中でも大きな部分が学生の主体的な取組によるものであり、その取組を支える学習環境も十分整備されている。

## 分析項目IV 学業の成果

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 学生が身につけた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

東北大学公共政策大学院のディプロマ・ポリシーは、下記の通りである。

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程公共法政策専攻（公共政策大学院）では、次に掲げる目標を達成した学生に公共法政策修士（専門職）の学位を授与する。

- ①公共政策の分野における高度専門職業人である「政策プロフェッショナル」に相応しい専門知識を修得し、公共政策に関わる職業を担うための深い学識及び卓越した実務能力を有している。
- ②時代とともに変化し多様化する「公」に対する社会的ニーズを踏まえつつ、高い職業倫理をもって「公」を目指して行動し、社会の発展に貢献することができる。
- ③公共政策の企画に必要な国際的視野、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を有するとともに、自己の教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができる。

成績評価基準や修了認定基準は、東北大学大学院通則、東北大学公共政策大学院規程等に基づいて策定され、講義要綱や学生便覧に明示されている。

試験の成績は、100点を満点として、AA（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）の5段階評価が設定され、AA、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする成績評価基準が策定されている。

成績評価の方法は、授業科目ごとに講義要綱に掲載されているが、専門職大学院としての特性から、学期末の筆記試験等のみならず、学生の報告、質疑討論への参加状況等の主体的な取り組みを成績評価に反映している。また、「公共政策ワークショップ I」の成績評価については、各学生のワークショップにおける活動状況及びワークショップの最終報告をワークショップ担当教員が総合的に評価し、ワークショップ I 運営委員会にて合議の上で決定する。なお、「公共政策ワークショップ I」については、グループワークとなるため、基本的に全体評価としている。「公共政策ワークショップ II A・II B」の成績評価については、実務家教員と研究者教員の組み合わせとなるよう、当該ワークショップ担当教員が副査を選出し、ワークショップ II 運営委員会の議を経て、公共政策大学院運営委員会で決定する。成績は、選出された当該ワークショップ担当教員と副査が、リサーチ・ペーパーの審査および口述試験を行っており、修士学位论文の審査に準ずる方法で成績評価をしている。

その他の各授業科目の成績評価は責任教員が責任をもって行うが、教員によって評価分布の差が生じないように、各科目とも AA 及び A を原則として学生の 3 分の 1 以内に収めるように努めるという形で、成績評価基準を共通化している。

また、平成 23 年度から、成績評価に関する不服申し立て制度を設けている。

修了認定は、東北大学公共政策大学院規程に基づき、公共政策大学院運営委員会の議に基づき、総合運営調整教授会が行っている。なお、1 年次に就職し、リサーチ・ペーパー執筆の選択をせずに退学する学生や、精神的・肉体的な不調によりやむを得ず中退する学生もいるものの、ごく少数にとどまり、ほぼすべての学生が修了している。

#### 【別添資料 5：修了率】

なお、「公共政策ワークショップ I、II A・II B」では、政策提言先である地方自治体などのカウンターパート機関等に対し具体的な政策提言内容をプレゼンテーションすることが求められるが、これは国内学会における一般講演に相当すると考えられる。

#### 【別添資料 6：平成 26,27,28 年度公共政策大学院リサーチ・ペーパー題目一覧】

**観点 学業の成果に関する学生の評価**

(観点に係る状況)

毎学期、定期的に授業評価アンケートを実施している。学生による授業の評価では、到達度や理解度は高い。アンケートの結果を教員にフィードバックすることにより、各教員が自らの授業を振り返るのに役立っているのに加え、FDを通して組織としても確実に、その後のカリキュラムや指導内容の改善につなげている。例えば、学生の要望と本公共政策大学院の目的に鑑み、平成25年度に新たに基幹科目として開講した「公共哲学」は、学生から高い評価を受けている。また、例えば、公共政策基礎理論について、法学部出身か否かの違いなどによって学生の評価に差が生じているという現状に対し、どのように対応すべきかをめぐって、授業担当教員を中心に議論を重ねるなど、特にオムニバス授業については、学生による評価を丁寧に行い、授業内容の見直しを繰り返している。

【別添資料7：授業評価シート】

【別添資料8：公共政策大学院評価シート（修了者向け）】

**(2) 分析項目の水準及びその判断理由**

(水準) 学業の成果に関しては、期待される水準を上回るものと自己評価している。

(判断理由)

本院が養成しようとする人材像は、ウェブサイトやパンフレット等に明確に示されている。また、アドバイザー教員による学生の学習達成状況の検証・評価が常に行われており、進級要件及び修了認定により、達成状況の検証・評価が担保されている。成績評価基準の共通化によって、厳格で公正な成績評価を実現している。学期末の筆記試験だけでなく、ワークショップ形式の授業に見合った成績評価方法を取り入れている。こうした制度的枠組みのもとで、学生の単位取得状況・得点分布・進級状況・修了状況は良好である。

## 分析項目V 進路・就職の状況

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 卒業（修了）後の進路の状況

(観点に係る状況)

平成 27 年 3 月修了生 31 名の進路は、以下のとおりとなっている。

国家公務員総合職（国税庁、農林水産省）	2 名
地方公務員上級職（宮城県、栃木県、東京都 5 名、大阪市、今治市、加美町、富谷町）	11 名
政府関係法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農林漁業信用基金）	2 名
金融、保険業関係（日本政策投資銀行、三井住友銀行、日本生命ほか）	4 名
マスコミ、サービス（NHK エンタープライズ、岩手日報社、みやぎ生協、セブン）	4 名
製造業（東芝）	1 名
大学院（博士課程）進学	3 名
その他	4 名

平成 28 年 3 月修了生 24 名の進路は、以下のとおりとなっている。

国家公務員総合職（国土交通省）	1 名
地方公務員上級職等（東京都、大阪府、仙台市、横浜市、岡山市、加美町）	9 名
政府系関係法人（日本銀行）	1 名
金融、保険業関係（日本政策投資銀行、三井住友銀行、荘内銀行、明治安田生命）	4 名
マスコミ、サービス（朝日新聞社、共同通信社、ウェザーニューズ、PwC マーバルパートナーズ、京急不動産）	5 名
製造業・メーカー、卸小売業（日立製作所、ノマツ）	3 名
大学院進学	1 名

平成 29 年 3 月修了生 23 名の進路は、以下のとおりとなっている。

国家公務員総合職等（総務省、環境省、入国管理局、航空自衛隊幹部候補生）	4 名
地方公務員上級職（沖縄県、仙台市、石巻市、宮城県警察）	4 名
シンクタンク（富士通総研）	1 名
金融関係（日本政策金融公庫、三菱東京 UFJ 銀行、七十七銀行、野村証券）	4 名
マスコミ、サービス（日本放送協会、東奥日報社、楽天、日本通運、WDB）	5 名
建設・製造業、電気（本州四国連絡高速道路、クボタ、東北電力）	3 名
学校教育関係（学校法人昌平齋）	1 名
その他	1 名

【パンフレット『東北大学公共政策大学院 2018 大学院案内』 P.18】

公共政策大学院では、学生が希望した際には、修了生との連絡を仲介しており、学生が進路等について助言を受ける機会としている。

なお、毎年 8 月末には、東京で修了生による同窓会が自主的に行われている。

**観点 関係者からの評価**

(観点に係る状況)

修了生の就職先は中央省庁、地方自治体、政府関係機関、報道機関等、公共性の高い組織・団体が多いことから、就職先の関係者から組織的・公的に評価を聴取することには困難が少なくないが、個別的に意見聴取に取り組んでおり、そのなかで、修了生や学習成果に対して高い評価を得る例は少なくない。また、修了生による同窓会組織が自主的に立ち上げられ、在学生に対する就職情報の提供や相談なども行われている。上記同窓会組織は、現在、法学部公共支部として法学部同窓会のネットワークに組み込まれている。

なお、修了生から在学生への就職説明会を行いたいという申し出もあり、同窓会と在学生との間で大規模な会合を行う機会を毎年設けることについて、今後の検討課題となっている。

【パンフレット「東北大学公共政策大学院 2018 大学院案内」 P.16~17】

**(2) 分析項目の水準及びその判断理由**

(水準) 進路・就職の状況に関しては、期待される水準を上回るものと自己評価している。

(判断理由)

中央省庁、地方自治体、政府関係機関、報道機関等、「公」に直接関与する就職先に卒業生の過半が進むことができたのは、本院の指導方針の確かさを裏付けるものであり、評価に値する。

## 分析項目VI 管理運営

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 管理運営体制の整備

(観点到係る状況)

本大学院は、本法学研究科の一専攻であるが、以下のように体制・規程を整備することにより、固有の意思決定及び管理運営が確保されるようにしている。

本法学研究科の教授会は、次のように構成される。まず、研究科の3専攻に対応して、本大学院運営委員会、法科大学院運営委員会、及び研究大学院運営委員会が置かれている。また、法学部に関して、法学部教授会がある。そして、研究科全体の総合調整を行う、総合運営調整教授会がある。

規程に関しては、本大学院においては、本法学研究科とは別に、東北大学公共政策大学院規程、東北大学法学研究科公共政策大学院運営委員会内規を定めている。

上記の規程に基づき、本大学院の運営に関する事項は、本大学院運営委員会により審議・決定されている。本大学院における院長の選出は、「東北大学大学院法学研究科公共政策大学院運営委員会内規」に基づき、本大学院の専任の教授・准教授の中から投票で決定しており、副院長についても、同内規により院長の指名により選出することとされ、適切に運用されてきた。

本大学院運営委員会の構成員には、専任教員の他、授業を担当するなど本大学院と関わる教員が含まれている。

また、本大学院運営委員会の下に、各種委員会が置かれており、それぞれ所掌事項の運用を行っている。

【別添資料3：2017年度（後期）公共政策大学院委員会名簿】

#### 観点 関係組織との連携

(観点到係る状況)

本大学院は、様々な面において、東北地方の地方自治体を中心に関係組織等との連携を図っている。特に重要なものは、授業科目「公共政策ワークショップI」における関係組織等との連携である。前述の通り、「公共政策ワークショップI」においては、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織（以下、「プロジェクト機関」と呼ぶ）との協力関係を結び、それらが現に抱えている政策課題への解決策を作成する。解決案は、プロジェクト機関の担当者ないしは学外の実務家の前でプレゼンテーションされ、さらには最終報告書として提出されることにより、プロジェクト機関にフィードバックされている。

また、インターンシップに関して、学生が政策実務に関する実質的業務に関わることができるよう、あらかじめ受入機関と協議をした上で学生を派遣し、研修の終了後には学生に対する評価書を提出していただいている。

さらに、平成29年度（2017年度）より、現職の地方議会議員を対象とする市町村議会議員向けの講座を開設し、今年度は13名の出席者を得た。この講座は、6コマ程度の講義・演習を通して地方自治全般の動向に関する情報の提供を行い、受講者の議員活動に資する知識、技能の向上を図ることを目的とするものである。

講座設置に先立ち、平成28年11月には、5名の仙台市議会議員の参加を得て、当講座にかかるキックオフセミナーを開催したが、講座開設の準備も含め、仙台市および近郊の市町村議員との意見交換を通じて、現在の行政課題や本大学院との協働等についての意見も寄せられている。

【別添資料9 地方自治講座パンフレット】

## (2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 管理運営に関しては、期待される水準を上回るものと自己評価している。

(判断理由)

本大学院は本法学研究科の一専攻であるが、学内体制・規程の整備により、院長の選出等固有の意思決定および管理運営が確保されていると判断できる。

また、授業科目「公共政策ワークショップⅠ」を通じて、東北地方の地方自治体を中心に関係組織等との連携を図っているほか、宮城県内の地方議会議員を対象に講座を開設し、地方自治全般の動向に関する情報提供を行う等、議会との交流の強化により、さらに東北地方の自治体との連携・協働の充実につながるものと判断している。



## 分析項目VII 施設・設備・図書等

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 施設・設備の整備

9 頁に記載しているとおり、平成 22 年 7 月にエクステンション教育研究棟が竣工し、学生の学習環境は大きく改善された。

エクステンション教育研究棟はバリアフリー設計であり、地上 6 階建て、延べ床面積約 6,850m<sup>2</sup>で、大学本部施設、法科大学院及び会計大学院と共同で利用している。本大学院の法政実務図書室・教室・自習室・ワークショップ作業室などの施設が集約され、建物および各フロアの入り口はカードキーによる入退館管理システムとなっており、所属・身分によって利用できる範囲及び利用可能時間を管理している。本大学院の学生は自習室・ワークショップ作業室を 24 時間利用可能である。

大講義室（収容人数 156 名）や 3 つの小講義室（収容人数は 2 室が 72 名、1 室が 48 名）は、大型のスクリーンや視聴覚機器および情報通信設備を備え、講義や演習のほか、国際会議などにも対応できる施設となっている。さらに、3 つの演習室（収容人数 24 名）と 6 つのゼミ室（収容人数 12 名）を備えており、少人数教育への対応にも十分である。ワークショップ作業室（収容人数 12 名）には、パソコン・プリンター等の情報機器が備えられている。また、全館の主要箇所は無線 LAN アクセスポイントを設置し、講義室や自習室のほか、コモンルームからもネットワークに接続することが可能となっている。

ワークショップ作業室（収容人数 12 名）、自習室、コモンルーム（収容人数 12 名）、情報処理コーナー室（19 席）等は、学生に常時開放されている。自習室の座席及びロッカーは、学生個人ごとに指定されている。コモンルームは、主として第 2 年次学生に利用され自主的に管理されているが、ワークショップ作業室や自習室と近接しているため、第 1 年次学生も含めて交流や情報交換のラウンジとしての機能を果たしている。これらの施設は、利用できる範囲及び利用可能時間をカードキーによって管理している。

#### 観点 図書資料の整備

エクステンション教育研究棟には、法科大学院と共用で、法政実務図書室を置いている。法政実務図書室には、自主的学習のために必要な図書その他の資料が十分に配置されており、パソコンによる情報検索も可能となっている。図書の貸出は、原則として期間は 2 週間以内、冊数は 5 冊以内としている。なお、図書の一部は公共政策大学院資料とされており、これらは公共政策ワークショップでの調査研究に必要な場合、ワークショップ作業室に置いて、そこで閲覧することができる。また、東北大学内の図書館、図書室では、キャンパス間資料搬送サービスが設けられており、本大学院の学生は、法政実務図書室経由で、他キャンパスの図書館、図書室の資料を利用することができる。また、約 27,000 タイトルの電子ジャーナルや国内外の新聞等の各種データベースについては、学内 LAN での利用が可能である。

また、本大学院の学生は、附属図書館本館をはじめ、他キャンパスの図書館も利用することができる。このうち、附属図書館本館は和洋書約 400 万冊、和洋雑誌約 84,000 タイトルを所蔵し、教員には学生閲覧室図書 10 冊 3 週間、書庫図書 100 冊 6 週間、学生には学生閲覧室図書 10 冊 3 週間、書庫図書 50 冊 6 週間の貸出となっている。

法政実務図書室には教員は 24 時間入室できるが、学生については、平日が 9 時から 19 時まで、土日が 13 時から 17 時の開室時間内となっている。また、附属図書館本館の開館時間は、平日 8 時から 22 時、土日が 10 時から 22 時となっている。なお、電子ジャーナルや各種データベースについては、学内 LAN あるいは VPN 接続で 24 時間利用可能である。

前述の利用規程ともあわせて、図書資料等の利用環境は充実しているといえる。

## **(2) 分析項目の水準及びその判断理由**

(水準) 施設・設備・図書等に関しては、期待される水準を上回るものと自己評価している。

(判断理由)

エクステンション教育研究棟の竣工により、本大学院の教室・自習室等の設備、情報関連設備および図書設備は、教員、学生のニーズに十分に対応できるものであると判断できる。特に、「公共政策ワークショップ I」の実施のために、充実した設備と環境を整えていることが長所としては挙げられる。

## 公共政策大学院課程の1年修了についての申し合わせ

平成 16 年	7 月 20 日	公共政策大学院運営委員会制定
平成 18 年	7 月 19 日	公共政策大学院運営委員会改正
平成 19 年	11 月 21 日	公共政策大学院運営委員会改正
平成 21 年	3 月 4 日	公共政策大学院運営委員会改正
平成 23 年	4 月 20 日	公共政策大学院運営委員会改正

(趣旨)

東北大学公共政策大学院規程（以下「規程」という。）第2条第2項の運用について定めたものである。

- 1 1年修了を希望する学生は、アドバイザー教員に相談した上で、第1年次後期の開始時まで、専門職大学院係へ申し出をする。
- 2 公共政策大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、1年修了の申し出をした学生について、「1年修了の基準」を満たすか否かを判定する。
  - 3(1) 「1年修了の基準」とは、次の要件の一つを満たすことをいう。
    - ①公共政策に関する実務に3年以上携わったこと
    - ②第1年次前期の成績が優秀であり、かつ実務経験（第1号に該当するものを除く）を有すること
  - (2) 「第1年次前期の成績が優秀である」か否かは、画一的基準によらず、アドバイザーの所見を聞いた上で、総合判断により判定する。
- 4(1) 「1年修了の基準」を満たすと判定された学生は、以下の全ての要件を満たすことにより、公共政策大学院の課程を修了することができる。
  - ①公共政策大学院に1年以上在学すること
  - ②公共政策ワークショップ I 及び政策調査の技法を修得すること
  - ③基幹科目群に属する科目を18単位以上修得すること
  - ④リサーチ・ペーパーを作成し、その審査に合格すること
  - ⑤48単位以上を修得すること
  - ⑥第1年次の成績が優秀であること

なお、規程第20条の要件を満たすことによる課程修了も認められる。
- (2) 「第1年次の成績が優秀である」か否かは、画一的基準によらず、アドバイザーの所見を聞いた上で、総合判断により判定する。
- 5(1) 「リサーチ・ペーパー」の提出期限は、運営委員会が定める日とする。
  - (2) 「リサーチ・ペーパー」の審査は、3名以上の審査委員による口述試験により行う。審査委員は、運営委員会が選任する。
  - (3) 前項に規定する口述試験の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。
 

AA	90点以上
A	80点以上90点未満
B	70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

(4) 前項による評価AA、A、B、Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

(5) 第3項の成績は、公表しない。

(6) 「リサーチ・ペーパー」の審査に合格した学生には、東北大学公共政策大学院履修内規第2条第3項に規定する「研修」の単位として、8単位を与える。

注 5(6)により、規程第6条にかかわらず、第1年次において48単位以上の修得が可能である。

#### 附 則

改正後のこの申し合わせは、平成23年度入学者から適用する。

公共政策大学院主要教員名簿

	氏名	職名	専門
専	阿南 友亮	教授	中国近代政治史・現代中国政治
専	荒井 崇	教授(実務家)	地方行財政
専	飯島 淳子	教授	行政法
専	北島 周作	教授	行政法
専	桑村 裕美子	准教授	労働法
専	齋藤 伸郎	教授(実務家)	農林水産政策
専	島田 明夫	教授	都市法政策
専	白川 泰之	教授(実務家)	社会保障政策
専	戸澤 英典	教授	国際政治学
専	西岡 晋	教授	行政学
専	深見 正仁	教授(実務家)	環境政策、環境法
専	伏見 岳人	准教授	日本政治外交史
専	若林 啓史	教授(実務家)	中東研究・外交政策
兼	稲葉 馨	教授	行政法
兼	岡部 恭宜	教授	比較政治学
兼	鹿子生 浩輝	教授	政治思想史
兼	金谷 吉成	講師	法情報学
兼	中原 茂樹	教授	行政法
兼	西本 健太郎	准教授	国際法

平成29年12月1日現在

専:専任教員

兼:他専攻所属教員

2017年度（後期）公共政策大学院委員会名簿

副院長 島田 荒井

教務委員会

○西岡 WS I 運営委員長 WS II 運営委員長 院長・副院長

WS I 運営委員会（WS I 主担当・副担当）

○若林 荒井 白川 齋藤 飯島 深見 島田 西岡 阿南（院長）

インターンシップ委員会（WS I 運営委員会が兼任）

○荒井 若林 白川 齋藤 飯島 深見 島田 西岡 阿南（院長）

WS II 運営委員会

○西本 西岡（教務委員長） 荒井 齋藤 阿南（院長）

広報委員会

院長 金谷（HP・NL） 白川（入試説明会）

評価改善・基本戦略委員会

○戸澤 飯島（FD担当） 教務委員長 WS I 運営委員長 WS II 運営委員長 院長・副院長

施設委員会

○齋藤（備品） 島田（防災） 金谷（情報機器） 院長・副院長

図書委員会

○岡部 院長

入試委員会

○院長（総括・政策法務教育コース） 白川（実施）

※オムニバス講義担当

- ・公共政策特論Ⅱ 島田・齋藤ほか（ワークショップⅠ運営委員会で外部講師割り振り）
- ・公共政策入門 北島

平成28年度4月入学法学研究科専門職学位課程（公共政策大学院）

出身大学	志願者数	受験者数	合格者数	辞退者数	備考
東北大学	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	
	女留	女留	女留	女留	
	社	社	社	社	
	飛	飛	飛	飛	
	早進短	早進短	早進短	早進短	
本学以外の 国立大学	<b>14</b>	<b>10</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	
	女留 2	女留 1	女留 1	女留	
	社	社	社	社	
	飛 早	飛 早	飛 早	飛 早	
公立大学	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	
	女留	女留	女留	女留	
	社	社	社	社	
	飛 早	飛 早	飛 早	飛 早	
私立大学	<b>23</b>	<b>20</b>	<b>12</b>	<b>1</b>	
	女留 7	女留 6	女留 4	女留	
	社 2	社 2	社 2	社	
	飛 早	飛 早	飛 早	飛 早	
その他	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
	女留 2	女留 2	女留	女留	
	社 1	社 1	社	社	
	飛 早	飛 早	飛 早	飛 早	
計	<b>51</b>	<b>43</b>	<b>27</b>	<b>6</b>	
	女留 11	女留 9	女留 5	女留 0	
	社 1	社 1	社 0	社 0	
	社 2	社 2	社 2	社 0	
	飛 0	飛 0	飛 0	飛 0	
	早 0	早 0	早 0	早 0	
	進 0	進 0	進 0	進 0	
短 0	短 0	短 0	短 0		

備考 1 女子は女、外国人留学生は外、社会人特別選抜は社と付し、内数とすること。

2 修士課程等については、飛び入学者は飛、早期卒業者は早、後期課程については、進学者は進、修業年限短縮者は東北大学欄及び計欄のみ短を付し、内数とすること。

公共政策大学院 修了率

2017. 4. 1

	入学者数	修了者数	修了率	左のうち標準年限による	
				修了者数	修了率
平成16年度入学者	29	23	79.31%	22	75.86%
平成17年度入学者	27	27	100.00%	24	88.89%
平成18年度入学者	27	24	88.89%	22	81.48%
平成19年度入学者	22	22	100.00%	20	90.91%
平成20年度入学者	17	16	94.12%	14	82.35%
平成21年度入学者	24	19	79.17%	13	54.17%
平成22年度入学者	30	27	90.00%	21	70.00%
平成23年度入学者	22	21	95.45%	18	81.82%
平成24年度入学者	30	26	86.67%	21	70.00%
平成25年度入学者	31	29	93.55%	27	87.10%
平成26年度入学者	26	24	92.31%	22	84.62%
平成27年度入学者	23	21	91.30%	21	91.30%
平成28年度入学者	21	1	4.76%	1	4.76%
平成29年度入学者	23				

※平成28年度入学者の修了者1名は、1年修了の学生である。



修了 年度	学位記番号	氏 名	リサーチ・ペーパー題目
26	公共専第201号	乾 祐樹	職場定着支援を中心とした障害者雇用促進政策の検討
26	公共専第202号	仲田 太樹	福祉型仮設住宅の長期的利用に関する研究
26	公共専第203号	保知戸 宏司	生活保護制度と自立支援政策の在り方
26	公共専第204号	村井 昭秀	行政とメディア、市民の相互関係と広報広聴の可能性 －仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの事例を中心に－
26	公共専第205号	青木 辰二	新時代の自治体広報 －札幌市を対象としたSNSの利活用に関する考察－
26	公共専第206号	浅野目 健太	東日本大震災後の建設業における労働者不足問題と技術の継承に関する 考察－宮城県を例に－
26	公共専第207号	安藤 紗和	日本の農村と途上国の農業の持続可能性に関する－考察 －宮城県の自治体における国際協力を事例として－
26	公共専第208号	石渡 諒	東京都北区の多文化共生：課題と展望
26	公共専第209号	今村 真二	横浜市におけるスマートコミュニティ推進への課題に対する提言
26	公共専第210号	宇野 美左希	在日米軍と受入れ自治体の在り方 －京丹後市の事例－
26	公共専第211号	遠藤 柊子	介護保険の制度運営に関する考察－宮城県を事例に－
26	公共専第212号	遠藤 直弥	農業推進による犯罪の矯正に関する考察
26	公共専第213号	小川 翔平	福島県における新しい分野での産業集積促進施策について －再生可能エネルギー産業をケーススタディとして－
26	公共専第214号	小野寺 美咲	女性農業者に対する支援施策の課題と解決策
26	公共専第215号	金谷 聡太郎	日本の議員選挙における投票率の現状とその改善のための－考察 －市民の政治参加を促すための様々な施策の分析と提言－
26	公共専第216号	小森 絢	地区防災計画モデル作成における実証研究 －宮城県加美町小野田地区を例に－
26	公共専第217号	櫻庭 悠平	東日本大震災を踏まえた被災自治体への人的支援のあり方
26	公共専第218号	佐々木 佳	農村部を抱える大都市の住民自治拡充策 －仙台市西部丘陵地域を対象に－
26	公共専第219号	積 潤一	東日本大震災に照らした住宅整備事業のあり方
26	公共専第220号	妹尾 雄介	防災集団移転促進事業における移転元地 －活用可能性と実現手法－
26	公共専第221号	田中 高英	持続可能な水産業の実現による宮城県の水産業復興
26	公共専第222号	田村 昇平	仙台市における文化芸術振興施策のあり方
26	公共専第223号	名久井 義久	地方議会の政策立案機能に関する考察 －加古川市議会を題材に－

修了 年度	学位記番号	氏 名	リサーチ・ペーパー題目
26	公共専第224号	野村 太郎	農地中間管理事業の背景と展望
26	公共専第225号	橋本 純次	人口減少社会に調和する放送制度のあり方 －民放構造規制を中心に－
26	公共専第226号	濱田 佳那子	仙台市の国際コンベンション推進施策に関する一考察
26	公共専第227号	早川 怜花	防災分野における日本の国際協力の在り方に関する一考察 －東日本大震災を契機として－
26	公共専第228号	宗 修平	自然公園における休廃業施設の放置防止対策 －国立公園のリニューアルに向けて－
26	公共専第229号	森田 誠子	生活保護行政における行政手続の検討
26	公共専第230号	山際 翔	地方自治体の国際戦略 －シティセールスに関する考察を中心として－
26	公共専第231号	和田 麻良	中小町村における下水道経営の現状と改善策の研究 －加美町を例に－
27	公共専第232号	前田 礼二	グリーン復興に向けた新たな蒲生干潟自然再生事業 －レジリエンス・スクール・オブ・蒲生－
27	公共専第233号	岡 加奈子	災害時における家庭動物救援の今後の方向性 : 東日本大震災の教訓を 中心に
27	公共専第234号	高野 翔太	大規模広域災害における中小規模自治体の迅速な復興に関する研究
27	公共専第235号	赤坂 玲奈	市民センターの活用による地域文化活動振興策
27	公共専第236号	市野 塊	排出取引制度を活用した指定湖沼の水質保全政策 －釜房ダム貯水池における制度モデル－
27	公共専第237号	轡田 真宏	被災自治体の国際防災協力のあり方 －東松島市における防災スタディーツアーを中心に－
27	公共専第238号	厨川 珠美	東京都における訪日外国人に対する災害支援の検討
27	公共専第239号	小丸 翔平	介護職員不足の解消に向けた取組みと行政の役割 : 仙台市を事例として
27	公共専第240号	古谷 俊英	地方都市における多文化共生政策のあり方 : 茨城県常総市におけるブラ ジル人政策を題材に
27	公共専第241号	小矢島 令	宮城県におけるインバウンド観光に関する課題と展望 －DMO設立促進に向けた提言－
27	公共専第242号	近藤 正利	名古屋市における産業の特徴とその持続的発展に資する施策 －平成17年名古屋市産業連関表の推計とこれを活用した施策の提言－
27	公共専第243号	今野 那美	精神障害者の法定雇用率の上昇に資する施策の検討
27	公共専第244号	坂本 航平	今後大阪で求められる大都市制度のあり方について －大都市制度改革の中にみる大阪都構想－
27	公共専第245号	滝澤 昌平	都市農業の課題とその解決に向けて －都市農地保全施策の検討－
27	公共専第246号	田中 昌太	鉄道を軸としたコンパクトシティ構想 －仙台市地下鉄東西線の開通を例に－
27	公共専第247号	田淵 寛次朗	地域活性化の核としての公立図書館活用に関する一考察 －宮城県多賀城市立図書館を例に－
27	公共専第248号	塚本 健太郎	地方文化行政の組織と管理者について

修了 年度	学位記番号	氏 名	リサーチ・ペーパー題目
27	公共専第249号	鶴留 弘章	教育行政における学校と地域との連携・協働に関する考察
27	公共専第250号	長江 泰	地域包括ケアシステムにおける地域づくりの具体化 —「住民自治」の醸成及びそのための仕掛けを組み込んだ中核施設の整備—
27	公共専第251号	中山 達矢	農業の法人化事業推進に関する一考察
27	公共専第252号	野松 敏久	我が国における清酒業界の現状と課題及び成長戦略に関する考察
27	公共専第253号	村田 弦	地下鉄東西線をはじめとする仙台市の公共交通利用促進施策
27	公共専第254号	山田 遥	食に関する表示から見る消費者保護の更なる施策の検討
27	公共専第255号	吉田 翔馬	復興支援員制度における課題と展望 —東日本大震災の被災3県を事例として—
27	公共専第256号	渡辺 康宏	企業結合審査における届出前相談制度の有効性
28	公共専第257号	松田 怜二	首都圏郊外部における都市再生について —横浜市の事例を基に—
28	公共専第258号	佐伯 貴生	外国人技能実習制度下における労働環境改善策 —賃金請求権行使の問題を中心として
28	公共専第259号	後村 佳祐	秋田県湯沢市における地域資源を活用した活性化策
28	公共専第260号	五十嵐 翔平	災害時における被災高齢者の支援のあり方について —応急期を中心に東日本大震災の経験から将来の災害に備えて—
28	公共専第261号	伊敷 知理	水産業を中心とした離島振興政策について
28	公共専第262号	石田 大貴	我が国におけるESG投資の促進に向けて
28	公共専第263号	石田 洋人	教員の多忙化問題とその緩和のために基礎自治体が行き得る方策について
28	公共専第264号	今田 貴也	蔵王山の噴火による被害を軽減させる防災体制のあり方に関する一考察
28	公共専第265号	内山 和明	地域金融機関における環境金融の推進に関する研究
28	公共専第266号	加藤 佑介	農業経営基盤のさらなる促進のための方策の検討
28	公共専第267号	河村 圭亮	松江市における今後の財政運営について
28	公共専第268号	菊地 秀幸	直轄国道の現道・バイパス併存区間における現道の地方管理道への移管の促進に関する考察
28	公共専第269号	佐藤 格也	新潟市におけるBRTを活用したまちづくり政策
28	公共専第270号	神宮 一彰	整備新幹線に伴う並行在来線の経営分離に関する提言
28	公共専第271号	杉本 剛	適切な管理が行われていない家屋への対応策 —東京都特別区を素材として
28	公共専第272号	田中 明実	基礎自治体が設置する図書館に求められる役割について —仙台市の図書館を事例に
28	公共専第273号	谷崎 佑磨	東日本大震災からの復興過程における産業集積の課題と展望

修了 年度	学位記番号	氏 名	リサーチ・ペーパー題目
28	公共専第274号	出口 貴博	神戸空港の利活用による神戸市の更なる発展に向けて
28	公共専第275号	野上 圭佑	空き家を活用した「生涯活躍のまち」構想における現状と今後の展望 —青森県弘前市を事例に—
28	公共専第276号	平林 穂奈美	日本企業によるBOPビジネスの普及・拡大に向けた一考察
28	公共専第277号	広田 裕一	宮城県における再生可能エネルギー普及に向けた施策
28	公共専第278号	森本 恭平	しなやかな社会の創造に向けて —レジリエンスから見る北海道夕張市の地域研究—
28	公共専第279号	山下 貴史	過疎地域における住民自治組織のあり方について
28	公共専第280号	加藤 美紀	仙台市における地域防災力の強化に向けた提言 —仙台市地域防災リーダー(SBL)を例に—

## 授業評価シート

この評価シートは、学生のみなさんの授業についての取組を授業の改善に役立てようとするものです。公共政策大学院では、個々の科目は明確な目的を持って編成され、カリキュラム全体の中に位置づけられています。したがって、この授業評価は、学生の皆さんが受講した授業が、どこまで科目の目的を達成できたかという観点から行います。なお、この調査は成績評価とは関係がありませんので、率直に考える所を書いて下さい。

授業科目 ( )

(1) 授業の履修についてお聞きします。

1. 授業にはどの程度出席しましたか？

- ①皆勤    ②2～3回欠席した    ③かなり欠席した

2. 授業に討論や質疑応答の時間がありましたか？

- ①十分にあった    ②ある程度あった    ③どちらともいえない  
④あまりなかった    ⑤全くなかった

3. 2で「あった」と答えた人は、どの程度討論や質疑応答に意欲的に参加しましたか？

- ①ほぼ毎回発言した    ②数回に1回の割合で発言した  
③ほとんど発言しなかった

(2) 授業の目的についてお聞きします。

1. 授業の目的は、講義要綱や授業の中で明確に示されていきましたか？

- ①示されていた    ②ある程度示されていた    ③どちらともいえない  
④あまり示されなかった    ⑤示されなかった

2. あなたは、授業を履修し終えた段階で自分自身を振り返って、授業の目的を達成しえたと思いますか？

- ①達成された    ②ある程度達成された    ③どちらともいえない  
④あまり達成されなかった    ⑤達成されなかった

3. 2の理由を書いて下さい。

(3) 授業の内容についてお聞きします。

1. 授業の構成は整理されていきましたか？

- ①よく整理されていた    ②ある程度整理されていた    ③どちらともいえない

④あまり整理されていない ⑤整理されていない

2. 授業の内容は、量的に適切でしたか？

①多すぎた ②やや多い ③適切だった ④やや少ない ⑤少なすぎる

3. 授業の難易度は適切でしたか？

①難しすぎた ②やや難しい ③適切だった ④やや易しい ⑤易しすぎる

(4) 教材についてお聞きします。

1. 授業内容を理解するために、授業で推薦された教材や配付資料をどの程度活用しましたか？

①十分に活用した ②ある程度活用した ③どちらともいえない  
④あまり活用しなかった ⑤活用しなかった

2. 授業で推薦された教材以外の文献をどの程度活用しましたか？

①十分に活用した ②ある程度活用した ③どちらともいえない  
④あまり活用しなかった ⑤活用しなかった

3. 2に該当する文献で、他の学生にも勧めたいものがあれば、その文献を下記に記して下さい。

(5) 授業を終えた段階での感想についてお聞きします。

1. 授業をどの程度理解したと思いますか？

①大変よく理解した ②よく理解した ③半分程度理解できた  
④あまり理解できなかった ⑤その他 ( )

2. 1の答えの理由を記して下さい。

3. 授業の中で特に関心を引かれた分野はどこですか？理由も併せて書いて下さい。

4. 授業についての要望があれば、自由に書いて下さい。

公共政策大学院評価シート（修了者向け）

1. 公共政策大学院の授業は、あなたの就職に際して有益であったでしょうか。カリキュラム全体と、公共政策ワークショップ I・II についてお答え下さい。

カリキュラム全体				
大変有益だった	ある程度有益であった	どちらとも言えない	あまり有益ではなかった	全く有益でなかった

公共政策ワークショップ I				
大変有益だった	ある程度有益であった	どちらとも言えない	あまり有益ではなかった	全く有益でなかった

公共政策ワークショップ II				
大変有益だった	ある程度有益であった	どちらとも言えない	あまり有益ではなかった	全く有益でなかった

2. 公共政策大学院の授業は、あなたが今後職業人として活動するにあたって、有益であると思いますか。カリキュラム全体と、公共政策ワークショップ I・II についてお答え下さい。

カリキュラム全体				
大変有益だと思う	ある程度は有益であると思う	どちらとも言えない	あまり有益だと思わない	全く有益でないと思う

公共政策ワークショップ I				
大変有益だと思う	ある程度は有益であると思う	どちらとも言えない	あまり有益だと思わない	全く有益でないと思う

公共政策ワークショップ II				
大変有益だと思う	ある程度は有益であると思う	どちらとも言えない	あまり有益だと思わない	全く有益でないと思う

3. 公共政策大学院のカリキュラム全体、又は個々の授業科目について、ご意見、ご感想を自由に記入して下さい。

4. アドバイザーによる指導は、あなたのカリキュラム履修、リサーチペーパー作成、就職等について有益であったでしょうか。ご意見、ご感想を自由に記入して下さい。

5. 入学から修了までの経験に照らして、あなたの公共政策大学院に対する総合的な評価をお聞かせ下さい。

ご回答ありがとうございました。





[平成 29 年度]

# 市町村議会議員のための 地方自治講座のご案内

東北大学公共政策大学院



## 講座開設の趣旨

地方分権改革の進展により、地方公共団体が自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開することが期待されている現在、地方議会は議決機関としての役割や執行機関の監視機関としての役割だけでなく、政策形成機関としての役割を一層果たしていくことが求められています。

特に、基礎自治体である市町村において、少子高齢化の急激な進展に伴い、今後どのように地域の維持・活性化を図るべきかが大きな課題になっている中で、地域や住民の状況を最も知る市町村議会議員の皆様による地域の実情に即した対応策の検討、提案が極めて重要であり、また、大いに期待されているところです。

東北大学公共政策大学院では、市町村議会議員の皆様がこのような重要な役割を果たす上でお役に立てるよう、地方自治の基本的制度や最新の動向に関する情報提供や政策立案等の演習などを行う「市町村議会議員のための地方自治講座」を創設いたしました。

2017年度は、右の内容の講座を実施いたしますので、是非、ご活用下さい。

## 講座の日程・内容

- 平成 29 年 11 月 1 日(水)、2 日(木)及び 6 日(月) 8 時 50 分～12 時
- 全 6 コマ(1 コマあたり 90 分) 一部のコマのみを受講することも可能です。
- 講座は、次の3つのパートに分かれています。
  - A パート:地方自治制度の基礎知識 (オレンジ色のコマ)
  - B パート:地方自治に関する最近の動向 (青色のコマ)
  - C パート:事例演習 (紫色のコマ)

日 程	担 当 教 員	内 容
【Aパート コマ①】 11月1日(水) 8時50分～10時20分	東北大学公共政策大学 院教授 飯島 淳子	<b>地方自治制度の概要と最近の改正動向</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地方自治制度について、地方議会に関連する項目に重点を置きながら、その概要を説明します。</li> <li>➤ 併せて、最近の地方自治制度の改正内容のうち、特に地方公共団体の運営や政策形成に大きな影響を及ぼすものを説明します。</li> </ul>
【Aパート コマ②】 11月1日(水) 10時30分～12時	東北大学公共政策大学 院教授 荒井 崇	<b>条例の立案</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地方公共団体が独自の施策を実施する上で不可欠となる条例の作成・解釈の際に留意すべき点(法律や憲法、法の一般原則等との関係等)を説明します。</li> <li>➤ 併せて、具体的な条例を例に示しつつ、立案の要領を説明します。</li> </ul>
【Bパート コマ③】 11月2日(木) 8時50分～10時20分	東北大学公共政策大学 院教授 白川 泰之	<b>地方自治に関連する最近の諸課題(国内編)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 最近の制度改正の動向を踏まえつつ、高齢化への対応を中心とした地域における福祉政策の課題について説明します。</li> <li>➤ 併せて、全国的に注目を集める市町村の特徴的な取組事例についても紹介します。</li> </ul>
【Bパート コマ④】 11月2日(木) 10時30分～12時	東北大学公共政策大学 院院長・教授 阿南 友亮	<b>地方自治に関連する最近の諸課題(海外編)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「中国における一党支配体制の特徴と構造的課題」をテーマとして、中国共産党が社会主義路線に失敗した後どのような生き残り策を編み出したのかを概観するとともに、中国共産党の一党支配体制が抱える構造的矛盾を浮き彫りにします。</li> <li>➤ 上記の二点を踏まえて日中関係についてディスカッションを行います。</li> </ul>

<p>【Cパート コマ⑤】 11月6日(月) 8時50分～10時20分</p>	<p>東北大学公共政策大学 院副院長・教授 荒井 崇</p>	<p>〔事例演習〕政策立案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 近年、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの廃止等に伴い、地方公共団体では保育所等の施設管理等において独自基準を設けることが可能になっています。</li> <li>➤ 当演習では、受講者が独自基準を立案し、それを元に、受講生同士での議論等を行うことを通じて、何が政策立案に必要なのかを考えます。</li> </ul>
<p>【Cパート コマ⑥】 11月6日(月) 10時30分～12時</p>	<p>東北大学公共政策大学 院副院長・教授 荒井 崇</p>	<p>〔事例演習〕地域活性化に関する事例研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域活性化に関する具体的な取り組みを取り上げ、受講生間の議論等を通じ、その成功要因や課題を探ることにより、何が地域活性化に必要なのかを考えます。</li> </ul>

※ 最終日の11月6日の12時15分から、懇談会を実施する予定です。

## 講師のご紹介

### 阿南 友亮

- ・専門：中国政治史、現代中国政治
- ・2017年4月より東北大学公共政策大学院院長を務める。
- ・『中国革命と軍隊』（慶應義塾大学出版会）、『中国はなぜ軍拡を続けるのか』（新潮選書、出版予定）、『シリーズ日本の安全保障5 チャイナ・リスク』（岩波書店、共著）、『現代中国政治外交の原点』（慶應義塾大学出版会、共著）、『日中関係史 I 政治』（東京大学出版会、共著）等

### 飯島 淳子

- ・専門：行政法、地方自治法
- ・仙台市人事委員会、仙台市都市計画審議会、国土交通省社会資本整備審議会等の委員
- ・著書：『行政法』（有斐閣、共著）、『事例から行政法を考える』（有斐閣、共著）、『地方自治の基礎概念－住民・住所・自治体をどうとらえるか?』（公人の友社、共著）等

### 白川 泰之

- ・平成7年厚生省（現厚生労働省）入省。大臣官房厚生科学課長補佐、社会・援護局援護課長補佐など。
- ・自治体への出向として、三条市（健康福祉課長補佐、企画課企画室長補佐）、大分県（障害福祉課参事、高齢者福祉課長）。
- ・主な研究分野は高齢者介護・福祉政策、居住政策。日本社会保障法学会、日本公衆衛生学会会員

### 荒井 崇

- ・平成2年自治省（現総務省）入省。大臣官房総務課課長補佐、参議院法制局課長、内閣官房参事官など。
- ・自治体への出向として、福岡県、滋賀県、仙台市（子供未来局長、教育長等）。
- ・主な研究分野は地方自治。東北自治研修所や国際文化研修所等の講師を務める。

## 募集人数

➤ 募集人数は、おおよそ 10 名です。

- 募集にあたって、選考は実施いたしません。
- 原則として先着順となりますが、市町村議会間の参加人数のバランス等をとるため、抽選を行うこともあります。

## お申込みの期間

➤ 受講のお申込みの期間:平成 29 年 8 月 22 日(月)~9 月 29 日(金)

## 講習料

- 全 6 コマ受講される場合には 6,000 円の講習料を頂きます。
- 一部のコマを受講される場合には、1,000 円に受講されるコマ数を乗じた講習料をご負担頂きます。(例えば、3 コマ受講される場合は、 $3 \times 1,000 \text{ 円} = 3,000 \text{ 円}$ のご負担)

## 修了証書

- 6 コマ全て受講された方には、修了証書を発行いたします。
- 2 年以上かけて 6 コマ以上受講した場合(\*)でも、下記の条件を充たす場合、修了証書を発行いたします。  
(\*)例えば、1 年目で 2 コマ、2 年目で 4 コマ受講の場合など。
  - A パート、B パート、C パートに関して、それぞれ合計 2 コマ以上受講すること  
(例えば、A パートを 2 コマ、B パートを 4 コマ、C パートを 1 コマ受講された場合は、上記の条件を充たしません。)
- 受講されたコマにつきまして、受講証明書を発行いたします。

## お申込み手続き

- 下記のいずれかの方法で、受講をお申し込み下さい。
  - ① このパンフレットに折り込まれている受講申込書に記入の上、FAX 又は郵送で送付。
  - ② 東北大学公共政策大学院のホームページ上の、受講申込みフォームに記入。  
<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/news/chihoujichiseminar-2017/>

### 送付先

国立大学法人東北大学 法学部・法学研究科教務係  
〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1  
Tel : 022-795-6175(内 6176) Fax : 022-795-6249  
E-mail : law-kyom@grp.tohoku.ac.jp

- 受講申込を受付後、折り返し、e メールにより、受講申込の受付結果の通知及び講習料お支払いのご案内を返信いたします。

## 開講の場所・交通アクセス

### ➤ 開講の場所

- 東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟

(仙台市青葉区片平二丁目 1-1)

### ➤ 交通アクセス

- JR 線, 地下鉄をご利用の場合
  - ・ 青葉通一番町駅 (仙台市地下鉄東西線) 南1口より徒歩約10分
  - ・ 五橋駅 (仙台市地下鉄南北線) 北2・北4口より徒歩約10分
  - ・ 仙台駅 (JR) 西口より徒歩約15分
- タクシーをご利用
  - ・ 仙台駅西口タクシープールより (約10分)



### お問い合わせ先

国立大学法人東北大学 法学部・法学研究科教務係

〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1

Tel : 022-795-6175 (内 6176) Fax : 022-795-6249

E-mail : law-kyom@grp.tohoku.ac.jp